

# 「横浜市省エネ住宅相談員」を募集します！

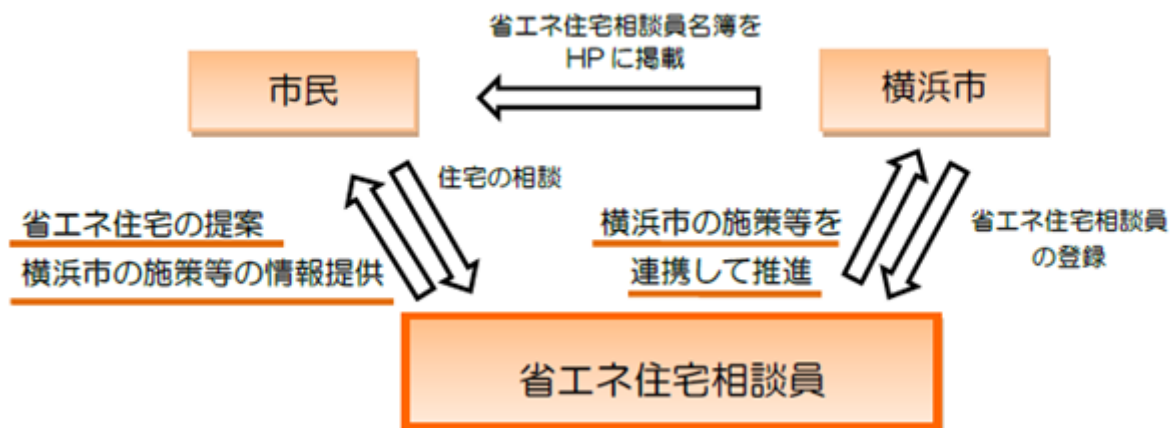
< 申込期間 10月23日(金)～11月10日(火) >

横浜市省エネ住宅相談員とは、環境に配慮した「省エネ住宅」の適切な工法の提案や費用の目安を提示するなど、市民のみなさまからの相談に対し、総合的なアドバイスを行う専門家（建築士等の有資格者）です。

市民のみなさまが、身近な場所で気軽に相談する機会を増やし、新築住宅及び既存住宅の省エネルギー化を普及・推進していくことを目的に、平成 24 年 12 月から登録制度を開始しています。

相談員として登録した後は、名簿やご提出いただくPRシートを本市のホームページ等で公開し、広く周知していきます。

## < 制度のイメージ >



### 1 登録条件

次に掲げる要件のすべてを満たすことが条件となります。

- (1) いずれかの資格を持っていること  
一級建築士、二級建築士、木造建築士、一級建築施工管理技士、二級建築施工管理技士
- (2) 市内在住または在勤であること
- (3) 横浜市が開催する「登録講習会」に参加すること
- (4) 省エネ住宅相談員としての活動に積極的に参加できること
- (5) 省エネ住宅相談員としての責務を遵守すること





## 2 登録期間

平成 27 年 12 月 1 日から平成 29 年 11 月 30 日まで（2 年間）  
※更新する場合には、再度、講習会の受講が必要になります。

## 3 主な活動内容

- (1) 市民のみなさまからの省エネ住宅に関する相談対応
- (2) 市民のみなさまを対象とした「出張相談会」への参加
- (3) スキルアップを目的とした相談員向け研修会等への参加
- (4) その他

## 4 登録講習会

省エネ住宅相談員に登録しようとする方は、次の講習会への参加が必須です。

<日時>

平成 27 年 12 月 1 日（火）10:00 ~ 12:00（受付 9:40~）

<会場>

関内中央ビル 10 階 大会議室（横浜市中区真砂町 2-22）

## 5 申込書類

- (1) 省エネ住宅相談員登録申請書
- (2) 省エネ住宅相談員 PR シート
- (3) 宣誓書
- (4) 市内に在住、または在勤を証明する書類（ex: 住民票、在勤証明書等）
- (5) 資格証明書の写し

## 6 配布場所

- (1) 横浜市建築局住宅政策課（中区相生町 3-56-1 JNビル 4 階）
- (2) 一般社団法人 横浜市建築士事務所協会（中区尾上町 4-47 リスト関内ビル 4 階）
- (3) 横浜市建築局ホームページ

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/minju/semina/meibo/20121227171609.html>

## 7 お申込み

郵送または持参で、申込書類をご提出ください。

<提出先>

〒231-0015 横浜市中区尾上町 4-47 リスト関内ビル 4 階  
一般社団法人 横浜市建築士事務所協会（※本制度の事務局です。）

<受付期間>

平成 27 年 10 月 23 日（金）～ 平成 27 年 11 月 10 日（火）※ 必着

<b>お問合せ先</b>		
建築局 住宅部 住宅政策課長	鈴木 章 治	Tel 045-671-2917